

第24期 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日から2022年3月31日まで



開催情報

日時：2022年6月17日（金曜日）

午前9時受付開始

午前10時開会

場所：東京都港区港南2丁目16番4号

品川グランドセントラルタワー 3F

TKP品川グランドセントラルタワー

カンファレンスセンター ホール3B

議案

第1号議案	剰余金の処分の件	5
第2号議案	定款一部変更の件	6
第3号議案	取締役5名選任の件	8
第4号議案	監査役2名選任の件	15
第5号議案	補欠監査役1名選任の件	18

目次

第24期定時株主総会 招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	21
連結計算書類	49
計算書類	52
監査報告書	55

株主総会ご出席株主様へのご来場記念品の配布を
取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ハウコム株式会社

証券コード：3275

証券コード 3275

2022年6月2日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目16番1号
ハウスコム株式会社
代表取締役社長 田 村 穂

第24期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月16日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月17日（金曜日） 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区港南2丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー 3F
TKP品川グランドセントラルタワー
カンファレンスセンター ホール3B
※新型コロナウイルス感染症の影響により、TKP品川グランドセントラルタワーカンファレンスセンターが利用できなくなる場合には、開催場所を当社の本社オープンスペースに変更する可能性がございます。この場合は、決定次第、当社ウェブサイトにてご案内を致します。株主総会当日にご来場予定の株主様は、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。 |
3. 目的事項
報告事項
- 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の想定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しています。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」なお、上記①及び②は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎ 当日は、節電への協力のため、会場内の空調設定温度を高めに設定させていただきます。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会ご出席株主様へのご来場記念品の配付を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト：<https://www.housecom.co.jp/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月16日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月17日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX包

XXXXXXXXXX月XX日

議案日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX包

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

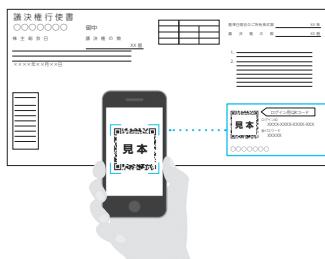
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

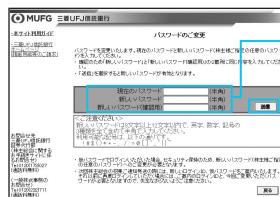
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとして認識しております。配当政策につきましては、株主の皆様への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて、継続的かつ安定的に利益配分する方針であり、具体的には、各期の経営成績の状況等を勘案し、配当性向30%を基本方針に、株主の皆様への利益還元を行って参ります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金9円を含め、1株につき15円となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額46,206,372円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月20日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 子会社等の管理に必要であること、また、2022年3月25日付「持株会社体制への移行検討開始に関するお知らせ」にてお伝えしているとおり、持株会社体制への移行を検討していることから、現行定款第2条（目的）を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことならびに <u>次の事業を営む会社等およびこれに相当する事業を営む外国会社等の株式または持分を所有することにより当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u>
(1) ~ (18) (条文省略)	(1) ~ (18) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	現在の当社における担当	当事業年度における取締役会への出席状況
1	再任 田村 穂	代表取締役	社長執行役員 兼 グループ統括ユニット長	13回中13回出席 (100%)
2	再任 安達 昌功	取締役	執行役員 業務管理ユニット長	13回中13回出席 (100%)
3	再任 川原 栄司	取締役	—	13回中13回出席 (100%)
4	再任 社外 独立 石本 哲敏	取締役	—	13回中13回出席 (100%)
5	再任 社外 独立 角田 朋子	取締役	—	13回中13回出席 (100%)

候補者番号 1

たむら けい
田村穂

(1965年7月29日生)

再任

所有する当社の株式数
普通株式
87,600株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1994年11月 ハウスコム株式会社（2006年2月に株式会社ジューシー情報センターに商号変更）入社
- 2003年12月 当社へ転籍
- 2005年4月 取締役西日本営業部長
- 2010年4月 常務取締役東日本営業部長
- 2012年4月 常務取締役営業本部長
- 2014年3月 代表取締役社長
- 2018年4月 代表取締役社長執行役員
- 2021年3月 株式会社宅都取締役（現任）
- 2022年4月 代表取締役社長執行役員兼グループ統括ユニット長（現任）

選任理由

同氏は、長年にわたり、当社の事業全般について業務を執行し、ハウスコムブランド及び企業価値の向上に尽力してまいりました。代表取締役に就任後は、業務の執行に加え、当社グループ全体を統括しており、当社の持続的な成長及び新規分野への進出等に強いリーダーシップを発揮しております。また、他の取締役の業務執行の監督についても、その職責を十分に果たしております。

今後も、当社グループのさらなる発展のためにその豊富な経験、知識及びリーダーシップが必要と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2**

あ だち まさ のり
安 達 昌 功

(1971年7月23日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
37,100株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1994年 8 月 ハウスコム株式会社（2006年2月に株式会社ジューシー情報センターに商号変更）入社
- 2003年12月 当社へ転籍
- 2010年 4 月 中日本営業部長
- 2012年 4 月 東日本営業部長
- 2014年 4 月 事業推進部長
- 2014年 6 月 取締役事業推進部長
- 2017年 4 月 取締役経理部長兼情報システム部長
- 2018年 4 月 取締役執行役員業務部長
- 2020年 4 月 取締役執行役員ITシステム部長
- 2020年10月 エスケイビル建材株式会社取締役（現任）
- 2021年 4 月 取締役執行役員第4営業部長兼ITシステム部長
- 2022年 4 月 取締役執行役員業務管理ユニット長（現任）

選任理由

同氏は、長年にわたり、当社の営業部門及び管理部門の責任者として、その豊富な経験及び知識を十分に発揮して、ハウスコムブランド及び企業価値の向上に尽力してまいりました。また、他の取締役の業務執行の監督についても、その職責を十分に果たしております。今後も、当社グループのさらなる発展のためにその豊富な経験及び知識が必要と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3**

かわ はら えい じ
川 原 栄 司

(1967年12月15日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1993年11月 大東建託株式会社入社
- 2012年 4 月 同社テナント営業推進部長
- 2015年 6 月 当社取締役
- 2016年11月 大東建託リーシング株式会社取締役（現任）
- 2017年 4 月 大東建託パートナーズ株式会社専務取締役（現任）
少額短期保険ハウスガード株式会社取締役（現任）
ハウスリーブ株式会社取締役（現任）
- 2020年 4 月 ハウスペイメント株式会社取締役（現任）
- 2020年 6 月 当社取締役（現任）

選任理由

同氏は、長年にわたり不動産賃貸業界において業務を行っており、現在は大東建託パートナーズ株式会社の専務取締役として、その豊富な経験及び知識を活かして業務の執行を行っております。

当社としましては、当社グループのさらなる発展のため、同氏の有する経験及び知識が必要と判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **4**

いし もと あき とし
石 本 哲 敏

(1962年6月1日生)

再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数
**普通株式
0株**

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1990年4月 東京弁護士会登録
2000年4月 石本哲敏法律事務所開所
同所代表弁護士（現任）
2007年4月 あいホールディングス株式会社社外監査役（現任）
2007年9月 当社社外取締役（現任）
2019年3月 岡部株式会社社外取締役（現任）

選任理由

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

同氏につきましては、取締役会の監視機能強化のため、また、CS（顧客満足）向上に関する同氏の弁護士としての専門知識と経験等を、当社の経営に活かしていただけると考えたため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって14年9ヶ月となります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号 **5**

つのだともこ
角田朋子

(1971年4月9日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数
普通株式
0株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2006年10月 個人会計事務所開所
2007年12月 公認会計士登録
2008年10月 有限責任監査法人トーマツ入所
2014年2月 角田朋子公認会計士事務所開所
同所代表公認会計士（現任）
2017年8月 株式会社シン・コーポレーション社外取締役
2018年6月 当社社外取締役（現任）
2018年8月 株式会社Lumiere代表取締役（現任）
2021年6月 株式会社カチタス社外監査役（現任）

選任理由

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

同氏につきましては、取締役会の多様性を図り監視機能を強化するため、また公認会計士としての専門知識と経験等の見地から経営や企業統治に関する意見をいただき、重要事項の決定と業務執行の監督機能の強化を図るため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者川原栄司氏は、現在親会社の子会社である大東建託パートナーズ株式会社の業務を執行しております。
なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
3. 取締役候補者石本哲敏氏、角田朋子氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は石本哲敏氏、角田朋子氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、現在、石本哲敏氏、角田朋子氏の両氏との間で、当社定款第27条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役村岡彰氏及び監査役今井良明氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1**

むら おか あきら
村 岡 彰

(1956年11月22日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
16,000株

略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)

1989年5月 大東建託株式会社入社
2005年8月 当社へ出向
2006年1月 当社常勤監査役(現任)

選任理由

同氏は、長年にわたり、当社の常勤監査役として、その幅広い経験及び知識を活かして、取締役の業務執行を含む当社グループの業務全般の適法性を監視し、内部統制及びコンプライアンスの体制構築・向上に尽力してまいりました。

今後も、当社グループのさらなる発展のためにその豊富な経験及び知識が必要と判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

いま い よし あき
今 井 良 明

(1970年3月15日生)

再 任

社 外

独 立

所有する当社の株式数
普通株式
0株

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1997年10月 中央監査法人入所
2001年6月 公認会計士登録
2007年8月 今井公認会計士事務所開所
同所代表公認会計士（現任）
2007年9月 当社監査役（現任）
2008年4月 かがやき監査法人代表社員
2009年6月 フェニックス監査法人代表社員
2009年9月 税理士法人M&A（現税理士法人シリウス）代表社員
2012年6月 株式会社シリウス・アドバイザー代表取締役
2015年9月 グランツ税理士法人代表社員（現任）
グランツ・コンサルティング株式会社代表取締役（現任）
2016年3月 株式会社シンシア社外監査役

選任理由

<社外監査役候補者とした理由>

同氏につきましては、公認会計士としての専門知識と経験等の見地から、当社の業務執行に対する意見をいただいております。引き続き当社の業務執行に対して意見をいただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

同氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって14年9ヶ月となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者今井良明氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は今井良明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、現在、今井良明氏との間で、当社定款第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害を除く）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者の補欠の社外監査役としての選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

やま もと まさ き
山 本 将 貴

(1974年4月28日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式
0株

略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1998年4月 株式会社ぎょうせい入社

2016年1月 第二東京弁護士会登録
将山法律事務所開所

2021年12月 弁護士法人平田法律事務所入所（現任）

選任理由

<補欠の社外監査役候補者とした理由>

同氏につきましては、弁護士としての専門知識と経験等により、業務執行の経営判断の妥当性について、法的立場から意見・支援を受けることで、当社の監査体制の強化に活かしていただけたと考えたため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者山本将貴氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
なお、当社は、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 当社は、山本将貴氏が選任され、監査役に就任した場合、当社定款第35条の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。
山本将貴氏が選任され、監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

【参考】スキル・マトリックス

取締役／監査役	企業経営	財務・会計	リスク管理	不動産・業界知見	法務・コンプライアンス	IT	事業戦略・DX	ESG
代表取締役 社長執行役員 田村穂	○			○			○	
取締役 執行役員 安達昌功	○			○		○		
取締役 川原栄司	○			○				○
社外取締役 石本哲敏			○		○			○
社外取締役 角田朋子		○	○					○
常勤監査役 村岡彰			○	○	○			
社外監査役 今井良明		○	○					○
社外監査役 鶴田信一郎			○		○			○

※各人の有するスキル等のうち主なもの最大3つに○をつけています。各人のスキル等の全てを表すものではありません。

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国においては、新型コロナウイルス感染症の影響が社会経済活動に大きな影響を与える状況が続きつつも、ワクチン接種の開始と浸透によって収束に向かう道筋が見出し得るようになり、その影響が緩まる方向に進みました。景気は全体としては回復の方向に進みながらも、新型コロナウイルスの感染の波が幾たびも発生したことに伴いストップアンドゴーを繰り返し、時期・地域によって回復度合いの濃淡が強く現れました。

時期別の社会経済活動については、当初は昨年度ほどの全面的な抑制はない状態が続きましたが、7月以降の新型コロナウイルスのデルタ株の急速な広がりにより新規感染者数の著しい増加・医療崩壊を懸念させる事象がもたらされ、かつてない緊張感の下での生活を強いられる状況が生じました。その後、緊急事態宣言が9月30日に終了し急速に感染の波が沈静化して社会経済活動の持ち直しが進み出しましたが、11月末頃からオミクロン株への警戒が始まり、2022年1月から3月にかけて実施されたまん延防止等重点措置により一定程度の活動抑制がもたらされました。

当社グループ（当社及び当社の連結子会社）が主力とする不動産賃貸仲介の業界におきましては、社会経済活動の持ち直しの動きに連動して、需要の回復プロセスが進行している地域が多いものと推測されます。そのなかでは、輸向け製造業の盛んな地域では比較的堅調な転居需要がある一方で、飲食業・宿泊業等を中心としたサービス業従事者の需要の回復不足や新規来日の外国人居住者数の低迷は継続するなど、地域・時期による転居需要水準の変動要素は依然として存在しております。しかし、全体としては、昨年度の状態から跛行性を帯びながらも回復が進んでおります。

このような事業環境の下で、当社グループは、需要状況の変化にスピーディーに対応することを重視して事業運営を推進してきました。また、「オンライン部屋探し」をはじめとして他社に先駆けて実現してきた不動産テックの活用についての組織的習熟が進んだだけでなく、オンライン上のやり取りによって店舗を訪れる前に入居決定の動機を高めて来店後の成約率を高めるマーケティングノウハウ蓄積など、リアルとデジタルをまたがる消費者のリアルな反応に対応するためのデータの蓄積も進み、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代に向けたベースづくりも進めております。営業店舗・拠点については、地域の需要

動向に合わせた店舗再配置を進めるとともに、底堅い法人需要（社宅扱いの賃貸契約）の獲得強化を目的に東京・名古屋・大阪に法人営業拠点を置いて連携して対応できる体制を整えました。事業領域の拡張という観点では、継続収入（リカーリング・レベニュー）型サービスとして、初期費用と賃料を利用者が自由に設定できる新サービス「スマートレント」（特許出願中）の上市、自主管理オーナー向けにWEBから共用部の清掃や法定点検などのBM（ビルメンテナンス）業務の発注が可能な「スマートシステムPLUS」の提供を開始いたしました。

また、企業価値を継続的に高めるために不可欠なESG対応についても、環境省のCOOL CHOICEに賛同してエコカー導入・再生可能エネルギーへの切り替え促進、子育て支援企業として厚生労働省の「くるみん認定」（2021年認定）、令和3年度東京都障害者雇用優良事業者表彰において「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞」を受賞、任意団体「work with Pride」による職場でのLGBTQの取り組みを評価する「PRIDE指標2021」において最上位のゴールド認定を取得、「健康経営法人2022」（大規模法人部門）の認定を取得するなど、諸施策・諸制度を導入・実践してきており、今後も取り組みを充実させる予定です。そしてコーポレートサイト内にサステナビリティのページ（URL <https://www.housecom.co.jp/sustainability/>）を開設し、ESG対応やSDGsなど当社のサステナビリティについての情報開示の拡充を進めました。

中長期的な経営戦略については、2021年5月21日に「中期経営計画の見直し及び新成長戦略（概要）」を公表し、事業領域の拡大及び競争力の強化等による成長の加速と、継続収入型サービスによる安定収益基盤の構築を含めた新たな事業ポートフォリオの構築の2つの柱を重視することを示しました。新たな成長を実現する戦略においては、（1）事業領域拡大による収益構造の転換（新たな事業ポートフォリオの構築）、（2）既存事業の競争力強化（不動産テック活用のその先のフェーズへ）、（3）既存事業の店舗数増加による規模の拡大（新規出店・M&A）、（4）グループ経営を前進させるための内部体制の強化、以上の4項目が肝要になるとの考えを示し、同年12月24日公表の「新成長戦略～3か年目標値及び2030年3月期に向けた目標～」では、定量目標として、2025年3月期は連結営業収益167.0億円、連結営業利益11.9億円、想定ROE10.9%、2030年3月期は連結営業収益196.0億円、連結営業利益21.3億円、想定ROE12.3%を提示いたしました。

また、2021年12月24日には、今後の事業拡大と企業価値の向上を図るという目的の下、東京証券取引所の新市場区分においてプライム市場を選択することを決定・公表し、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を開示いたしました。

これらの事業運営を進めてきた結果として、当社グループの連結経営成績は、営業収益14,206百万円（前期比15.5%増、1,906百万円増）、営業利益418百万円（前期比18.9%増、66百万円増）、経常利益614百万円（前期比6.7%増、38百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益372百万円（前期比19.4%増、60百万円増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりです。また、セグメント区分による各事業の内容・連結決算への反映期間は（注1）（注2）に記載しております。

① 不動産関連事業（注1）

不動産関連事業は、営業収益は12,832百万円（前期比19.3%増、2,075百万円増）、セグメント利益は2,010百万円（前期比2.4%増、47百万円増）となりました。この営業収益の増加は、社会経済活動持ち直しの動きに連動して多くの地域で転居需要の回復プロセスが進行するなかで、同事業の中心であるハウスコム株式会社の仲介件数がきめ細かい営業施策の工夫の成果もあり前期比3,941件増加の76,220件（前期比5.5%増）となったこと、そして本年4月より連結損益計算書に業績が反映されることになった株式会社宅都の営業収益が1,431百万円となったことが反映されたことによるものであります。

② 施工関連事業（注2）

施工関連事業は、営業収益は1,374百万円（前期比10.9%減、168百万円減）、セグメント利益は87百万円（前期比11.5%増、8百万円増）となりました。これらの業績は、ハウスコム株式会社内のリフォーム事業の営業収益が970百万円（前期比1.6%減、15百万円減）となったものの原価・経費低減による利益改善効果があったこと、エスケイビル建材株式会社の営業収益が404百万円（前期比27.4%減、152百万円減）となったことが反映されたものであります。

（注1）「不動産関連事業」は不動産仲介、広告・損害保険・各種サービス等に関する事業であり、同事業はハウスコム株式会社及び100%子会社のハウスコムテクノロジーズ株式会社・株式会社宅都により構成されています。また、当期の連結業績への反映期間は、以下のとおりです。

ハウスコム株式会社 2021年4月1日より2022年3月31日迄。

ハウスコムテクノロジーズ株式会社 2021年4月1日より2022年3月31日迄。

株式会社宅都 2021年3月1日より2022年2月28日迄。

(注2)「施工関連事業」はリフォーム、請負建築工事等であり、ハウスコム株式会社内のリフォーム事業及び100%子会社のエスケイビル建材株式会社の事業により構成されています。また、当期の連結業績への反映期間は、以下のとおりです。

ハウスコム株式会社内のリフォーム事業 2021年4月1日より2022年3月31日迄。

エスケイビル建材株式会社 2021年1月1日より2021年12月31日迄。

当社グループの当連結会計年度における経営成績は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減額	増減率 (%)
営業収益				
不動産関連事業	10,757,032	12,832,064	2,075,032	19.3%
施工関連事業	1,542,866	1,374,709	△168,156	△10.9%
合計	12,299,898	14,206,774	1,906,875	15.5%
営業利益				
不動産関連事業	1,962,536	2,010,280	47,743	2.4%
施工関連事業	78,261	87,260	8,999	11.5%
調整額	△1,688,925	△1,679,159	9,765	—
合計	351,872	418,382	66,509	18.9%
経常利益	576,363	614,998	38,635	6.7%
当期純利益	312,256	372,970	60,714	19.4%

(参考) ハウスコム株式会社単体における経営成績は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	2021年3月期	2022年3月期	増減額	増減率 (%)
営業収益				
不動産賃貸仲介事業	5,108,812	5,362,451	253,638	5.0%
仲介関連サービス事業	4,647,280	4,674,708	27,427	0.6%
その他の事業	1,598,698	1,546,678	△52,019	△3.3%
合計	11,354,791	11,583,838	229,046	2.0%
営業費用	10,848,900	11,236,628	387,727	3.6%
営業利益	505,890	347,209	△158,680	△31.4%
経常利益	709,260	542,940	△166,319	△23.4%
当期純利益	430,477	328,224	△102,253	△23.8%

ハウスコム株式会社単体における当事業年度の業績は、営業収益11,583百万円（前期比2.0%増）、営業利益347百万円（前期比31.4%減）、経常利益542百万円（前期比23.4%減）、当期純利益328百万円（前期比23.8%減）となりました。営業収益においては、上述のように、仲介件数の増加を主たる要因として不動産賃貸仲介収入が253百万円増加（前期比5.0%増）、リフォーム事業の低下を周辺商品販売の増加が補うことにより仲介関連サービス収入が27百万円増加（前期比0.6%増）、その他事業が52百万円の減少（前期比3.3%減）となりました。また、費用においては、前期において抑制していた活動（研修・会議等）の再開、システム関連費用の増加、歩合給等の業績連動性のある部分を含めた人件費の増加等により、営業費用全体においては387百万円の増加（前期比3.6%増）となりました。それらの結果、ハウスコム株式会社単体の営業利益は158百万円減少（前期比31.4%減）の347百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

該当事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度において実施いたしました、主な設備投資は次のとおりであります。

事業所名	地区	業種の種類別の セグメントの 名 称	設備の内容	取得価額（千円）			
				建物附属 設 備	工具、器具 及び備品	その他 (※)	合計
所沢駅前店	埼玉地区移転1カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	5,229	—	—	5,229
稲毛店	千葉地区移転1カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	6,937	—	—	6,937
西葛西店	ほか東京地区移転1カ所 (移転合計2カ所)	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	8,727	—	—	8,727
取手店	茨城地区開店予定1カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	5,704	—	—	5,704
甲府店	山梨地区開店予定1カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	5,938	—	—	5,938
新宿店	東京地区移転1カ所	不動産関連事業	営業店舗 (賃 貸)	400	1,250	—	1,650
本 社	東京地区1カ所	—	本 社 (賃 貸)	—	—	126,340	126,340
合 計				32,936	1,250	126,340	160,526

(※) 主として基幹システム刷新等によるソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定の増加です。

リース契約による主な賃貸設備は、次のとおりであります。

名 称	数 量	リース期間	年間リース料	リース契約残高
(オペレーティングリース)				
車 両 運 搬 具	529	5年	150,952	273,268
工 具、器 具 及 び 備 品	47	1年	596	95

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第21期 2019年3月期	第22期 2020年3月期	第23期 2021年3月期	第24期 (当連結会計年度) 2022年3月期
営 業 収 益 (千円)	—	13,015,893	12,299,898	14,206,774
経 常 利 益 (千円)	—	1,183,076	576,363	614,998
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	673,621	312,256	372,970
1株当たり当期純利益	—	87円24銭	40円37銭	48円33銭
総 資 産 額 (千円)	—	9,802,637	9,853,143	10,178,237
純 資 産 額 (千円)	—	6,459,773	6,512,559	6,789,055
1株当たり純資産額	—	832円09銭	837円07銭	877円51銭

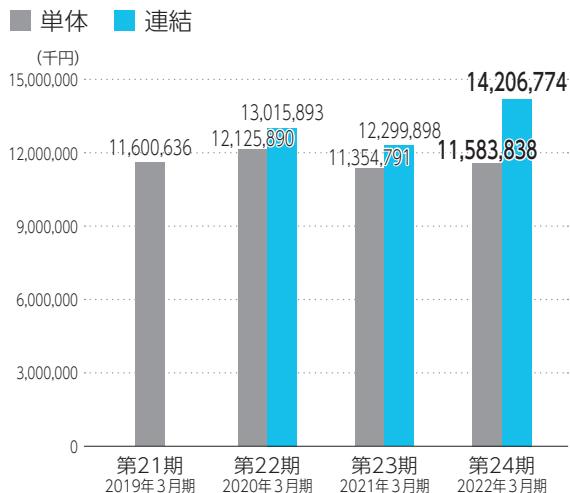
- (注) 1. 第22期(2020年3月期)より連結計算書類を作成しているため、第21期(2019年3月期)の数値については記載しておりません。
2. 第24期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第23期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

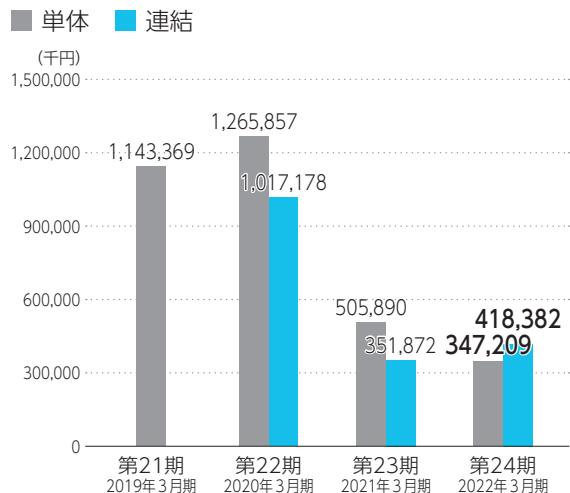
区 分	第21期 2019年3月期	第22期 2020年3月期	第23期 2021年3月期	第24期(当期) 2022年3月期
営 業 収 益 (千円)	11,600,636	12,125,890	11,354,791	11,583,838
経 常 利 益 (千円)	1,349,109	1,429,879	709,260	542,940
当 期 純 利 益 (千円)	891,467	927,806	430,477	328,224
1株当たり当期純利益	115円52銭	120円17銭	55円66銭	42円53銭
総 資 産 額 (千円)	9,408,119	9,811,073	9,817,601	10,186,092
純 資 産 額 (千円)	6,034,944	6,699,875	6,873,366	7,073,912
1株当たり純資産額	778円38銭	863円16銭	883円66銭	914円50銭

- (注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

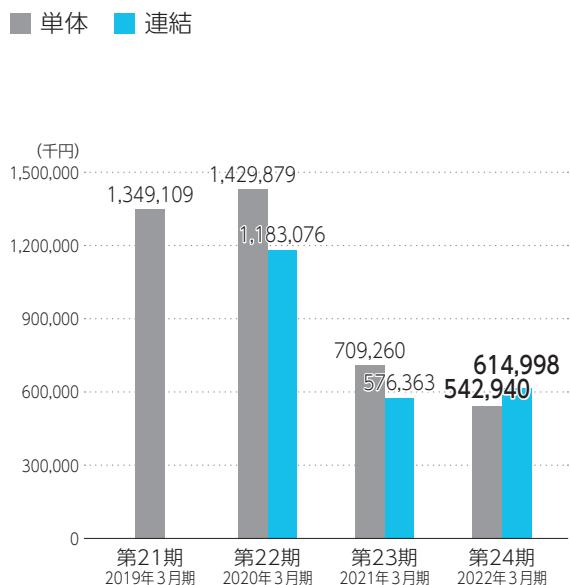
営業収益



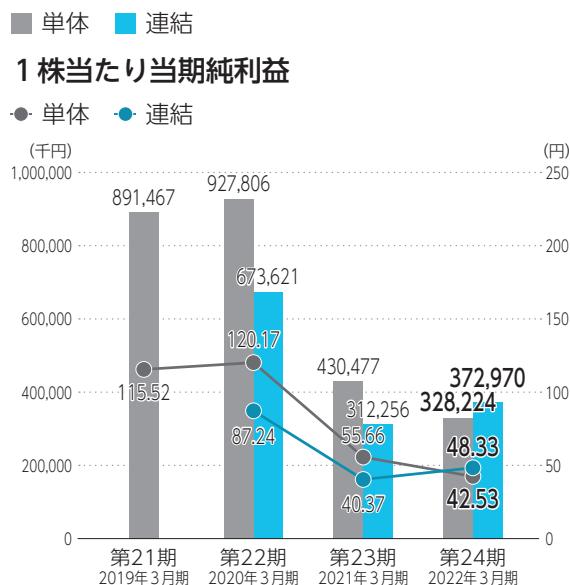
営業利益



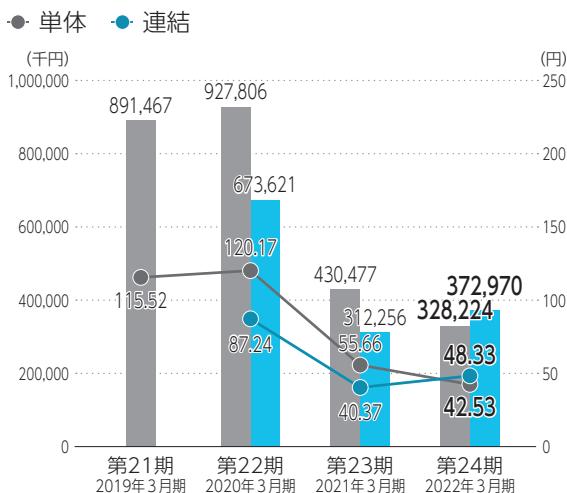
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益及び当期純損失(△)



1株当たり当期純利益



(4) 対処すべき課題

当社グループは、これまで不動産賃貸仲介を事業の柱として成長を遂げてきました。その事業規模の拡大は、店舗数の増加をベースとして、周辺商品・周辺事業に収益の間口を広げながら、IT技術の活用と人材の質を競争力の礎とすることで実現してきたものでした。一方で、新型コロナウイルス感染症の広がりによる転居需要の減少に直面したときに営業収益の減少を補いきれずに減益になったことは、事業ポートフォリオの見直しの必要性を示唆するものでありました。

このような状況を踏まえ、今後の更なる発展のためには、事業領域の拡大及び競争力の強化等による成長の加速と、継続収入型サービスによる安定収益基盤の構築を含めた新たな事業ポートフォリオの構築とが中長期的な経営戦略として重要であると認識し、「新成長戦略～3か年目標値及び2030年3月期に向けた目標～」を策定して2021年12月24日に公表いたしました。新成長戦略においては、新たな成長のための重点方針として、「既存事業の競争力強化（不動産テック活用のその先のフェーズへ）」、「既存事業の店舗数増加による規模の拡大（新規出店・M&A）」、「事業領域拡大による収益構造の転換（新たな事業ポートフォリオの構築）」、「グループ経営を前進させるための内部体制の強化」の4項目を定めており、その実現に向けての取り組みを推し進めることが事業戦略上の重要な課題となっております。

そして、新成長戦略のもとで事業を前進させていく上では、コンプライアンスやお客様満足度向上の追求等は揺るがせてはならない必要不可欠なものであると受け止めております。このような状況認識に基づき、事業運営において優先的に対処すべき課題は以下のとおりです。

① コンプライアンスの徹底

当社は、宅地建物取引業法に基づき、国土交通大臣免許（免許証番号：国土交通大臣(5)第6094号）を取得しており、当社が属する不動産賃貸仲介業界は、当該法規制等の下に事業展開しております。法令遵守は企業存続の基本であり、前提であることから、宅地建物取引業法のみならず、関係諸法令を遵守することは当然のことであるとの認識で事業活動しております。これは将来においても変わることのない方針であるため、全社的に更なる徹底が必要であると考えており、全従業員を対象としたEラーニングシステムを活用し、コンプライアンス意識の更なる醸成を進めて参ります。

② お客様満足度の向上

部屋探しのお客様の満足度を高めるためには、仲介斡旋可能な賃貸物件の品揃え（幅広く多数の物件をご紹介できること）と、当社スタッフが高い提案力と好感の持てる接客でお客様に向き合うことが重要であると考えられます。それらをより良くしていくために、物件についての仕入れ・空室情報の入手と、各種研修やOJT等を通じたサービス水準の向上に努めて参ります。

③ 人材育成の強化

優秀な人材を確保することができなければ事業の発展は困難であり、お客様満足度の向上も企業価値の向上も、いずれも実現は困難になります。そのため、事業活動の要となる人材の確保・育成強化に努めます。具体的には、入社時からはじまり各職種・各階層別に策定された各種研修プログラムに基づき、計画的に研修を実施し、知識の向上ではEラーニングシステムを活用し人材育成を強化しております。また、経験の幅を広げ蓄積を重ねていくため、店舗間の異動や本社－店舗間の異動を適切なタイミングで行うように努めて参ります。

④ IT技術の積極的な導入と活用の浸透（店舗競争力の強化）

店舗競争力の強化は事業戦略の重要方針の1つであり、そのなかでも、現在、不動産テックと呼ばれるIT技術を活用して部屋探しのお客様のニーズを満たすことが、競争力の重要な要素になっています。当社グループは、早くよりAI（人工知能）を活用した部屋探し支援サービスやマイボックス（個人別連絡用WEBサイト）、AIを活用したチャット機能などを導入してきました。また、最近の社会情勢下で求められるオンラインサービスにも対応済みです。こうした技術の活用は、単に仕組みの導入だけでなく運用における習熟が快適な利便性の鍵になり得るとともに、常により利便性の高いものが求められる可能性があります。これら技術の導入について常に見直しを進めるとともに、スピーディーに習熟して高い品質の実運用を行えるように取り組みを進めて参ります。

⑤ ESGへの取り組みの強化と関連開示の整備

当社グループは、企業が継続的に企業価値を高めるためにはESGの各分野における取り組みの強化は必要不可欠であり、リスクと機会を想定しながら、望ましい形での事業発展を遂げていくことが求められていると認識しています。優先順位をつけながらも社会的期待に応えてESGへの対応強化を図るとともに、当社グループの同分野での取り組み・進捗と将来の姿をご覧いただけるように開示体制を整えて参ります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症がもたらす影響への対処

新型コロナウイルス感染症の影響はワクチン接種の普及や治療薬の登場により収束方向に向かい、ダメージを受けた社会経済活動はストップアンドゴーを繰り返しながらも全体として回復していくことが予想されています。その社会経済活動の回復プロセスにおいては、これまで大都市部において雇用が損なわれていた飲食業・宿泊業等の業界への従業員の回帰や一時的に抑制・先送りされていた引っ越し・転居需要の顕在化等により、経済活動の活性化にあわせて転居需要の水準が回復・成長することが期待されます。また、テレワーク等による新しい働き方・居住環境の選好が浸透することで、これまでにない新たな労働環境及び居住空間を求める需要が発生する可能性もあります。一方で、繰り返される感染の波の大きさと頻度は、回復本格化の時期やペースについて不確実性をもたらし得る要因になると考えられます。

不動産関連事業においては、地域ごとの事業環境の変化に合わせて転居需要を確実に獲得するための各種施策を機動的に運営して参ります。そして2021年12月24日に公表した新成長戦略で示したように、DX活用による既存事業分野の競争力強化、店舗数増加による規模の拡大、継続収入型サービスの強化等による収益源の多様化、そしてグループ経営を前進するための内部体制の強化を推し進めて参ります。また、連結子会社の株式会社宅都については、2022年3月期は、その主たる出店地域である大阪中心部においてコロナ禍のダメージが他地域よりも大きな形で続いたこと等により業績が悪化していましたが、今後については同地域の社会経済活動の回復とグループ内のノウハウの活用等により、業績の回復に取り組んで参ります。

施工関連事業においては、転居市場の回復に伴って増加が期待されるリフォーム需要の取り込みに注力するとともに、子会社のエスケイビル建材株式会社の技術力・施工管理能力を活用した受注拡大に取り組めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① 入居者斡旋等の不動産仲介業務
- ② 損害保険、並びに広告掲載の代理店業務
- ③ 不動産仲介斡旋に関連して発生する鍵交換やブロードバンドの取次など代理店業務
- ④ リフォーム、請負建築工事等の施工関連業務

(6) 主要な店舗・営業所並びに使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 主要な店舗・営業所

都道府県	店舗名	都道府県	店舗名
栃木県	宇都宮店・宇都宮東店・小山店	神奈川県	溝の口店・鷺沼店・たまプラーザ店
群馬県	前橋店・高崎店・伊勢崎店・太田店 リフォームコム太田営業所		武蔵小杉店・元住吉店・川崎駅前店 向ヶ丘遊園店・鶴見店・横浜店
茨城県	つくば研究学園店・土浦店・水戸駅前店 水戸元吉田町店		関内店・戸塚店・二俣川店・上大岡店 金沢文庫店・青葉台店・日吉店・綱島店
埼玉県	熊谷店・上尾店・大宮店・大宮東口店 武蔵浦和店・北浦和店・浦和店 浦和東口店・南浦和店・蕨店・川口店 東川口店・志木店・和光店・久喜店 春日部店・越谷店・草加店・所沢店 所沢駅前店・川越店 リフォームコム川口営業所		菊名店・横須賀中央店・京浜久里浜店 橋本店・相模原店・相模大野店 本厚木店・海老名店・中央林間店 大和店・秦野店・湘南台店・藤沢店 辻堂店・茅ヶ崎店・平塚店・小田原店 リフォームコム二俣川営業所
千葉県	千葉店・千葉中央店・稲毛店・勝田台店 八千代台店・津田沼店・北習志野店 船橋店・西船橋店・本八幡店・市川店 行徳店・浦安店・松戸店・柏店 南流山店・成田店 リフォームコム船橋営業所	静岡県	沼津店・富士店・静岡草薙店 静岡北店・静岡店・藤枝店・掛川店 磐田店・浜松店・浜松東店・浜松西店 浜松高台店 リフォームコム静岡営業所
東京都	瑞江店・西葛西店・小岩店・新小岩店 青砥店・亀有店・押上店・日暮里店 綾瀬店・北千住店・中野店・荻窪店 赤羽店・王子店・成増店・練馬店 池袋西口店・高田馬場店・新宿店 五反田店・三軒茶屋店・桜新町店 明大前店・千歳烏山店・祖師ヶ谷大蔵店 自由が丘店・大岡山店・蒲田店 大森店・ひばりヶ丘店・吉祥寺店 武蔵境店・三鷹店・武蔵小金井店 国分寺店・国立店・立川店 立川南口店・調布店・聖蹟桜ヶ丘店 八王子駅前店・八王子店・町田店 町田駅前店 リフォームコム立川営業所	愛知県	豊橋店・豊川店・三河豊田店・豊田店 岡崎店・大樹寺店・新安城店・知立店 刈谷店・野並店・塩釜口店・新瑞橋店 藤が丘店・星ヶ丘店・池下店 上小田井店・浄心店・高畑店 東海通店・小幡店・大曾根店・黒川店 中村公園店・熱田店・勝川店 春日井店・小牧店・一宮駅前店 リフォームコム名古屋営業所 リフォームコム岡崎営業所
		岐阜県	岐阜店・岐阜駅前店
		三重県	四日市店
		京都府	桂店・太秦天神川店
		大阪府	茨木店・豊中店・和泉府中店
		香川県	高松店
		福岡県	吉塚店・大橋店・天神店
		沖縄県	那覇店・小禄店・美里店

(注) 上記のほか、子会社 株式会社宅都 直営店24店舗 (大阪府23店舗、京都府1店舗) があります。

② 使用人の状況

1) 企業集団における使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比
不動産関連事業	1,047名	39名減
施工関連事業	40名	4名増
全社(共通)	108名	22名増
合計	1,195名	13名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

2) 当社における使用人の状況

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,042名	2名減	34.6歳	6.9年

- (注) 使用人数は就業人員数であります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金 (千円)	親会社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
大東建託株式会社	29,060,991	51.9	建物賃貸事業の企画・建築

当社は、親会社が建設した賃貸建物に対し、一般賃貸建物と同様に当社の本業の一部として入居者の仲介斡旋を行っております。

② 子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
ハウスコムテクノロジーズ株式会社	東京都港区	45,000千円	100.0%	広告代理店業務、WEBサイトの運営・管理業務、印刷物の制作業務
エスケイビル建材株式会社	埼玉県富士見市	10,000千円	100.0%	塗装工事、金属製建具工事、内装工事など建築物の施工、宮繕及び工事管理業務等
株式会社宅都	大阪府大阪市	50,000千円	100.0%	不動産賃貸仲介業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社は、特定完全子会社はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | | |
|--------------|-------------|------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 20,000,000株 | |
| ② 発行済株式の総数 | 7,701,062株 | (自己株式88,938株を除く) |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 2,632名 | |
| ④ 大株主の状況 | | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
大東建託株式会社	4,000,000	51.94
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	353,300	4.59
ハウスコム従業員持株会	322,300	4.19
多田勝美	310,000	4.03
光通信株式会社	105,900	1.38
田村穂	87,600	1.14
秋山峰延	77,000	1.00
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	76,500	0.99
田浦光敏	61,000	0.79
熊切直美	60,000	0.78
稲田昭夫	60,000	0.78

(注) 持株比率は、自己株式 (88,938株) を控除して算出しています。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	17,800	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告40ページ「(2) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2014年5月15日 取締役会発行決議	2015年5月21日 取締役会発行決議	2016年5月18日 取締役会発行決議	2017年5月16日 取締役会発行決議
新株予約権の払込金額	1株当たり 269.98655円	1株当たり 655.51円	1株当たり 595.915円	1株当たり 827.075円
新株予約権の行使価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。 3. 上記1、2に関わらず、新株予約権者及び相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合）、当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間 4. 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。 			
新株予約権の行使期間	2014年5月31日から 2044年5月30日まで	2015年6月6日から 2045年6月5日まで	2016年6月4日から 2046年6月3日まで	2017年6月2日から 2047年6月1日まで
当社役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）			
新株予約権の数	155個	56個	57個	53個
目的となる株式の種類及び数	普通株式31,000株	普通株式11,200株	普通株式11,400株	普通株式10,600株
保有者数	1人	2人	2人	2人

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
田村 穂	代表取締役	社長執行役員	株式会社宅都 取締役
安達 昌功	取締役	執行役員 第4営業部長兼 ITシステム部長	エスケイビル建材株式会社 取締役
川原 栄司	取締役	—	大東建託株式会社 執行役員 大東建託パートナーズ株式会社 専務取締役 大東建託リーシング株式会社 取締役 少額短期保険ハウスガード株式会社 取締役 ハウスリーブ株式会社 取締役 ハウスペイメント株式会社 取締役
石本 哲敏	取締役	—	弁護士 石本哲敏法律事務所 代表弁護士 あいホールディングス株式会社 社外監査役 岡部株式会社 社外取締役
角田 朋子	取締役	—	公認会計士 角田朋子公認会計士事務所 代表公認会計士 株式会社Lumiere 代表取締役 株式会社カチタス 社外監査役
村岡 彰	常勤監査役	—	—
今井 良明	監査役	—	公認会計士・税理士 今井公認会計士事務所 代表公認会計士 グランツ税理士法人 代表社員 グランツ・コンサルティング株式会社 代表取締役
鶴田 信一郎	監査役	—	弁護士 独立開業 弁護士

- (注) 1. 取締役石本哲敏氏及び角田朋子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役今井良明氏及び鶴田信一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役角田朋子氏及び監査役今井良明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 当社は、取締役石本哲敏氏及び角田朋子氏、並びに監査役今井良明氏及び鶴田信一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2021年6月18日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、監査役岡本司氏は任期満了により退任いたしました。

(参考) 2022年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

氏名	新所属・役職
田村 穂	代表取締役 社長執行役員 兼 グループ統括ユニット長
安達 昌功	取締役 執行役員 業務管理ユニット長
尾崎 雅哉	執行役員 営業推進ユニット長
塚田 敦志	執行役員 第3営業部長
中村 美佐	執行役員 HRユニット長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第9期定時株主総会において、年額1億5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月21日開催の第21期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬に係る報酬額を年額6,000万円以内、株式数の上限を年80,000株以内（社外取締役を除く。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役2名を除く。）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2021年6月18日開催の第23期定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、取締役会決議によりその決定を一任された代表取締役社長執行役員田村穂氏が行っており、株主総会で承認された取締役報酬の範囲内において、任意の諮問機関である指名評価委員会の意見を参考に個人別の報酬等を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役割及び成果に応じた評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

当社においては、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、任意の諮

問機関である指名評価委員会を設置し、社外取締役の石本哲敏氏を議長として取締役の個人別の報酬等について代表取締役社長に意見を述べており、代表取締役社長は当該意見を参考に取締役の個人別の報酬等を決定していることから、代表取締役社長が委任された権限を適切に行っているものと判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績条件型 譲渡制限付株式	勤務条件型 譲渡制限付株式	
取締役 (社外取締役を除く)	97,383	76,460	6,476	14,445	2
監査役 (社外監査役を除く)	17,800	17,800	—	—	1
社外役員	21,100	21,100	—	—	4

(注) 1. 当事業年度末での取締役の人数は5名、監査役の人数は3名であります。上記の支給人数には、無報酬の取締役1名を除いております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

3. 当社では、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、業績連動報酬等として業績条件型譲渡制限付株式 (Performance Share) を代表取締役及び業務執行取締役に付与しております。業績条件型譲渡制限付株式の払込金額に相当する報酬債権の額は、上記インセンティブとして機能するために十分と考えられる金額を役員別に取締役会決議により決定しており、また、企業価値の持続的な向上を図るために策定される内部的な目標計画である中期経営計画における最終年度の連結営業利益の達成を株式の譲渡制限解除の指標として採用しております。当連結会計年度においては、この指標に基づき、2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの連結会計年度において連結営業利益9億円以上を達成することを譲渡制限解除の条件としており、当連結会計年度における連結営業利益の実績は4億18百万円でした。

4. 当社では、非金銭報酬等として、上記注3の業績条件型譲渡制限付株式 (Performance Share) に加え、勤務条件型譲渡制限付株式 (Restricted Stock) を代表取締役及び業務執行取締役に付与しております。その内容は、以下のとおりです。

① 譲渡制限期間

対象役員は、2021年8月13日 (払込期日) から当社又は当社子会社の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- ② 譲渡制限の解除条件
対象役員が、2021年6月18日から2024年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。
- ③ 当社による無償取得
当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ④ 株式の管理
本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。
- ⑤ 組織再編等における取扱い
譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役です。なお、被保険者のうち代表取締役、業務執行取締役及び常勤監査役は、株主代表訴訟補償特約について保険料を負担しており、その負担割合は10%です。

当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補の対象としないこととしております。

(4) 社外役員に関する事項

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	関係
社外取締役	石本哲敏	石本哲敏法律事務所	代表弁護士	-
		あいホールディングス株式会社	社外監査役	
		岡部株式会社	社外取締役	
社外監査役	角田朋子	角田朋子公認会計士事務所	代表公認会計士	-
		株式会社 Lumiere	代表取締役	
	株式会社 カチタス	社外監査役		
	今井公認会計士事務所	代表公認会計士		
社外監査役	今井良明	グランツ税理士法人	代表社員	-
		グランツ・コンサルティング株式会社	代表取締役	
	鶴田信一郎	独立開業	弁護士	

(5) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取締役	石本哲敏	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識・経験等を当社の経営強化のため発言を行っており、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、上記のほか、任意の諮問機関である指名評価委員会の議長として、取締役の個人別の報酬等について適切に行使されるよう、意見を述べております。
取締役	角田朋子	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、財務・会計の専門家としての見地から重要事項の決定と業務執行の監督機能強化のため、発言を行っており、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。
監査役	今井良明	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会13回のうち13回に出席し、財務・会計の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べております。
監査役	鶴田信一郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に、監査役会13回のうち10回に出席し、法律の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べております。

(6) 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度としております。

(7) 社外役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額 (千円)			報酬等の額 (千円)	親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬等 (千円)
		基本報酬	業績条件型 譲渡制限付株式	勤務条件型 譲渡制限付株式		
社外取締役	2名	12,300	—	—	12,300	—
社外監査役	2名	8,800	—	—	8,800	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計期間に係る会計監査人の報酬等の額	34,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計期間に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、前連結会計期間に係る追加報酬の額が4,500千円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス監視委員会は、業務遂行に関する法令遵守の状況を継続チェックする。
- ② 内部監査室が全拠点を対象に業務監査を実施し、社内基準に基づいた業務遂行が行われているかをモニタリングする。
- ③ 監査役は、必要に応じて内部監査室等と連携して、取締役の職務の執行の状況並びに取締役会の決議事項の実施状況を監視する。
- ④ 公益通報制度の窓口（通報窓口）を設置して、業務実施レベルでの法令遵守の確保、不正行為等の未然防止と早期発見に努める。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令・社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を電磁的記録を含む文書（以下「文書等」とする。）により保存する。
- ② 文書等の保存期間は文書管理規程等の会社規程による。
- ③ 当該情報については、文書管理規程・個人情報保護規程を始めとする情報セキュリティに関する社内規程に基づき適正に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス監視委員会は、各部門と連携して、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む。
- ② コンプライアンス監視委員会は、内部監査室と連携し、経営活動における法令遵守に関するリスク管理を行う。
- ③ 業務の有効性及び財務報告の信頼性を確保するため、内部監査室と各部門が連携し、内部統制の運用体制を強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の意思決定を迅速に行うため、取締役の人数を少人数におさえ、取締役会を少人数で構成している。取締役会は、毎月1回開催し、法令及び定款に記載された事項並びに事業運営に関わる重要な事項を決定する。
- ② 取締役、営業部門の部長、並びに営業部の推進管理職等が参加する営業部会議を定期的で開催し、個別具体的な業務上の課題・問題の対策協議を行う。当該会議は、現場の具

体的な課題・問題を経営層が迅速に把握し、対処できる仕組みとする。

- ③ 取締役会で決定された経営上の基本方針に基づき、具体的な業務計画を策定し、当該計画に係る業務を執行するための手続き等を諸規程に定め、適正で効率的な業務執行が可能となる体制とする。

(5) 当社及び親会社、子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、子会社の職務の執行に係る重要事項を適宜報告させる。

- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、子会社の経営活動における法令遵守に関する重要事項を適宜報告させるとともに、当社の内部監査及び監査役監査を子会社にも実施する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の取締役及び部門長に子会社の取締役等を兼務させることにより、当社の経営上の基本方針を迅速に子会社にも浸透させ、また、子会社の現場の具体的な課題・問題を当社に適宜報告させることにより、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき、当社の内部監査及び監査役監査を子会社にも実施するとともに、当社の通報窓口を子会社にも適用して、業務実施レベルでの法令遵守の確保、不正行為等の未然防止と早期発見に努める。

- ⑤ その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業の独立性を保持しつつも、親会社の企業集団に属する立場から、法令等の遵守に関する当社の規程だけではなく、親会社の規程にも沿った内部統制システムを構築し、業務を執行する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が当該使用人を置くことを求めた場合は、適切な人物を専属の使用人として選任し、その補助業務を行わせる。

(7) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指示は受けないものとする。当該使用人の人事考課は監査役が行い、当該使用人の選任・解任については、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人、並びに、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。報告の方法については取締役会と監査役会の協議により決定する。また、かかる監査役への情報提供を理由とした不利な処遇は、一切行わない。
- ② 監査役は、取締役会に出席し、適宜意見を述べる。また、全社的に重要な会議及び全社的な委員会等へ必要に応じて出席し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて取締役及び会計監査人と意見交換する。
- ② 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリングを実施する。
- ③ 監査役が必要と認めるときは、監査役の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用するなど必要な監査費用を認める。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」に則った運用を実施しており、その主な取組みは以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制について

- ① コンプライアンス規程に基づき、社長、常勤監査役及び執行役員等で構成されるコンプライアンス監視委員会を原則月1回開催し、法令及び社内規程の遵守状況などの重点確認事項に関し担当部署から報告を受けるとともに、問題発生時に備えた対応及び防止策について検討いたしました。
- ② 内部通報規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るため、通報窓口を設置し、調査及び適切な措置の実行に備えました。

(2) リスク管理体制について

- ① 経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。
- ② 内部監査室は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、子会社を含め組織横断的なリスクの状況把握、監視を行い、定期的に取締役に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

(3) 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を13回開催しております。

(4) 監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当事業年度においては、13回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、子会社を含めた取締役の職務の執行について監視をしております。

(5) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会に加えて経営会議等の重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めています。定例の監査役会を開催しているほか、会計監査人及び内部監査室との情報交換や、代表取締役と定期的な面談を行っております。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,459,136	流動負債	2,557,087
現金及び預金	4,545,218	営業未払金	308,771
受取手形及び営業未収入金	486,127	リース債務	3,899
棚卸資産	96,754	未払金	222,494
前払費用	188,758	未払費用	445,474
その他	145,538	未払法人税等	250,419
貸倒引当金	△3,261	未払消費税等	160,753
固定資産	4,719,101	契約負債	75,736
有形固定資産	427,767	預り金	231,563
建物附属設備	1,093,157	従業員預り金	117,158
減価償却累計額	△727,375	賞与引当金	740,816
構築物	45,050	固定負債	832,094
減価償却累計額	△26,768	長期預り保証金	37,957
工具、器具及び備品	240,137	リース債務	5,272
減価償却累計額	△225,563	繰延税金負債	34,896
リース資産	90,433	退職給付に係る負債	684,860
減価償却累計額	△61,303	資産除去債務	69,108
無形固定資産	1,862,778	負債合計	3,389,181
のれん	715,195	純 資 産 の 部	
顧客関連資産	103,918	株主資本	6,753,411
商標権	1,459	資本金	424,630
ソフトウェア	1,021,231	資本剰余金	324,630
ソフトウェア仮勘定	15,305	利益剰余金	6,108,989
電話加入権	4,295	自己株式	△104,837
その他	1,371	その他の包括利益累計額	4,371
投資その他の資産	2,428,555	退職給付に係る調整累計額	4,371
投資有価証券	91,519	新株予約権	31,271
営業保証金	977,800	純資産合計	6,789,055
差入保証金	654,780	負債及び純資産合計	10,178,237
長期前払費用	27,656		
繰延税金資産	624,831		
その他	51,966		
資産合計	10,178,237		

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	14,206,774
仲介手数料収入	5,855,858
仲介業務関連収入	6,942,844
完成業務高	1,374,709
その他の収入	33,361
営業費用	13,788,392
営業利益	418,382
営業外収益	203,829
受取利息	8
受取配当金	173,629
雑収入	30,191
営業外費用	7,212
支払利息	213
支払手数料	4,431
雑損失	2,567
経常利益	614,998
特別損失	24,509
減損損失	24,509
税金等調整前当期純利益	590,489
法人税、住民税及び事業税	224,480
法人税等調整額	△6,961
当期純利益	372,970
親会社株主に帰属する当期純利益	372,970

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	424,630	341,062	5,753,259	△52,150	6,466,801
新会計基準適用による 累積的影響額			63,566		63,566
会計方針の変更を反映し た当期首残高	424,630	341,062	5,816,826	△52,150	6,530,368
当期変動額					
剰余金の配当			△69,508		△69,508
親会社株主に帰属する 当期純利益			372,970		372,970
自己株式の取得				△88,130	△88,130
譲渡制限付株式報酬		△16,432	△11,298	35,443	7,712
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△16,432	292,163	△52,687	223,043
当期末残高	424,630	324,630	6,108,989	△104,837	6,753,411

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	14,486	14,486	31,271	6,512,559
新会計基準適用による 累積的影響額				63,566
会計方針の変更を反映し た当期首残高	14,486	14,486	31,271	6,576,126
当期変動額				
剰余金の配当				△69,508
親会社株主に帰属する 当期純利益				372,970
自己株式の取得				△88,130
譲渡制限付株式報酬				7,712
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△10,114	△10,114	—	△10,114
当期変動額合計	△10,114	△10,114	—	212,928
当期末残高	4,371	4,371	31,271	6,789,055

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,131,899	流動負債	2,371,432
現金及び預金	4,013,280	営業未払金	179,547
営業未収入金	752,800	リース債務	3,899
棚卸資産	62,659	未払金	215,825
前払費用	169,217	未払費用	382,675
その他	136,364	未払法人税等	249,606
貸倒引当金	△2,422	未払消費税等	132,138
固定資産	5,054,193	契約負債	13,063
有形固定資産	393,295	預り金	386,926
建物附属設備	923,412	従業員預り金	106,471
減価償却累計額	△591,299	賞与引当金	701,277
構築物	45,050	固定負債	740,747
減価償却累計額	△26,768	長期預り保証金	36,590
工具、器具及び備品	207,153	リース債務	5,272
減価償却累計額	△193,381	退職給付引当金	675,383
リース資産	90,433	資産除去債務	23,500
減価償却累計額	△61,303	負債合計	3,112,180
無形固定資産	1,072,802		
商標権	1,459	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,017,560	株主資本	7,042,640
ソフトウェア仮勘定	15,305	資本金	424,630
電話加入権	4,125	資本剰余金	324,630
その他	34,351	資本準備金	324,630
投資その他の資産	3,588,094	利益剰余金	6,398,218
投資有価証券	91,519	利益準備金	220
関係会社株式	1,386,457	その他利益剰余金	6,397,998
営業保証金	970,000	繰越利益剰余金	6,397,998
差入保証金	564,921	自己株式	△104,837
長期前払費用	26,384	新株予約権	31,271
繰延税金資産	548,811	純資産合計	7,073,912
資産合計	10,186,092	負債及び純資産合計	10,186,092

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	11,583,838
仲介手数料収入	5,362,451
仲介業務関連収入	3,704,630
完成業務高	970,078
その他の収入	1,546,678
営業費用	11,236,628
営業利益	347,209
営業外収益	197,155
受取利息	0
受取配当金	173,567
雑収入	23,587
営業外費用	1,424
支払利息	145
雑損失	1,279
経常利益	542,940
特別損失	13,488
減損損失	13,488
税引前当期純利益	529,452
法人税、住民税及び事業税	216,390
法人税等調整額	△15,162
当期純利益	328,224

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	424,630	324,630	16,432	341,062	220	6,128,332	6,128,552
新会計基準適用による 累積的影響額						22,248	22,248
会計方針の変更を反映した 当期首残高	424,630	324,630	16,432	341,062	220	6,150,580	6,150,800
当期変動額							
剰余金の配当						△69,508	△69,508
当期純利益						328,224	328,224
自己株式の取得							
譲渡制限付株式報酬			△16,432	△16,432		△11,298	△11,298
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	△16,432	△16,432	－	247,417	247,417
当期末残高	424,630	324,630	－	324,630	220	6,397,998	6,398,218

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△52,150	6,842,094	31,271	6,873,366
新会計基準適用による 累積的影響額		22,248		22,248
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△52,150	6,864,342	31,271	6,895,614
当期変動額				
剰余金の配当		△69,508		△69,508
当期純利益		328,224		328,224
自己株式の取得	△88,130	△88,130		△88,130
譲渡制限付株式報酬	35,443	7,712		7,712
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			－	－
当期変動額合計	△52,687	178,297	－	178,297
当期末残高	△104,837	7,042,640	31,271	7,073,912

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ハウスコム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 香川 順 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 志賀 健一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハウスコム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハウスコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその付属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

ハウスコム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志賀 健一朗 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハウスコム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に関する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

ハウスコム株式会社 監査役会
常勤監査役 村岡 彰 ㊟
社外監査役 今井 良明 ㊟
社外監査役 鶴田 信一郎 ㊟

以上

株主総会 会場ご案内図

■ 日時

2022年6月17日（金曜日）
午前10時開会（午前9時受付開始）

■ 会場

東京都港区港南2丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー 3F
TKP品川グランドセントラルタワー
カンファレンスセンター ホール3B

■ 会場までの交通

JR：品川駅 港南口より 徒歩3分

※ 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

ご来場の際のご注意

ビルの入口が2カ所あります。左手の入口へお進みください。
エントランスを入りましたら受付へお声掛けいただき、入館手続き
をお願いいたします。入館カードをお持ちいただき、ゲスト用入口
よりご入館ください。フラッパーゲート通過後、奥側の低層用エレ
ベーターをご利用いただき、3階にお進みください。

